

令和8年4月1日

会 員 各 位

一般社団法人東京都トラック協会

令和8年度動画配信による運転者教育
(国土交通省指導指針・法定12項目) 実施のご案内

平素は、当協会の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省告示「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく、いわゆる「法定12項目の運転者教育」につきまして、運輸安全委員会の推奨事業者である株式会社ディ・クリエイトが作成する教育動画を活用し、動画配信方式により実施することといたしました。

利用を希望される場合は、下記の内容をご確認の上、「7.受講申込」に従ってお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 目的

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の「第一章 一般的な指導及び監督の指針」の「2 指導及び監督の内容」に規定される運転者教育について、教育動画を配信し、事業用トラックの運行の安全確保に必要な運転知識を効果的に習得させることを目的としています。

2. 受講対象者

東京都内の会員事業所に所属する事業用トラック運転者（以下「運転者」といいます。）

3. 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 委託業者（動画等の制作及び配信）

株式会社ディ・クリエイト（以下「委託業者」といいます。）。

5. 教育項目

- (1) 貨物の正しい積載方法（令和8年4月配信）
- (2) 過積載の危険性（令和8年5月配信）
- (3) 危険物を運搬する場合に留意すべき事項（令和8年6月配信）
- (4) 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況（令和8年7月配信）
- (5) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法（令和8年8月配信）
- (6) 運転者の適性に応じた安全運転（令和8年9月配信）
- (7) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法（令和8年10

月配信)

- (8) 健康管理の重要性 (令和8年11月配信)
- (9) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 (令和8年12月配信)
- (10) 事業用自動車を運転する場合の心構え (令和9年1月配信)
- (11) 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 (令和9年2月配信)
- (12) 事業用自動車の構造上の特性 (令和9年3月配信)

6. 配信教材

- (1) 第5項で掲げた教育項目に係る動画及び試問
- (2) 交通安全等その時節に応じた教育動画
- (3) 運転者の健康管理に関する教育動画
- (4) 運転者周知用のポスター

7. 受講申込

- (1) 受講料の負担はありません。ただし、インターネット利用環境の整備、試問用紙の出力等に要する費用は、会員事業者の負担となります。
- (2) 受講申込は、東ト協ホームページ内の専用フォームに、事業者名、受講者数、URL送信先その他必要事項を入力の上、お申し込みください。申込受付後3営業日以内に、動画視聴用URL、試問用URL及びポスターのデータを送信いたします。
- (3) 入力情報を変更する場合又は受講を終了する場合は、会員事業者が、同専用フォームよりお手続きください。
- (4) 受講の継続が適当でないと思われる場合は、当協会と協議の上、受講を終了していただくことがあります。

8. 受講手順

- (1) 動画教材配信月の前月最終営業日までに、動画視聴用URL、試問用URL及びポスターのデータを送信します。
- (2) 動画及び試問は当該月の1日に配信します。動画は当該月の1日より視聴可能とし、ポスターは事前に印刷可能な形式で配信します。
- (3) 事業所内にポスターを掲示するなどして運転者へ周知し、試問用紙を配付してください。
- (5) 運転者は、PC又はスマートフォンにより動画を視聴し、視聴後、試問に解答の上、事業者へ提出してください。動画は配信月を含む4ヶ月間の視聴可能です(ダウンロード機能は有しない)。
- (6) 本教育教材は、システムによる進捗確認や受講記録を作成する機能はありません。教育結果は、提出された試問用紙により確認し、3年間保存してください(教育記録として活用)。
- (7) 受講対象者以外への動画及び試問の使用はできません。

(担当)

業務部交通・環境グループ

電話：03-3359-6257

FAX：03-3359-4983